

『プロジェ初版』について

大久保, 泰甫
名古屋大学法学部 : 教授

七戸, 克彦
慶應義塾大学法学部 : 助教授

<http://hdl.handle.net/2324/6191>

出版情報 : ボワソナード民法典資料集成. 前期 (1), pp. 7-39, 1999-06-25. Yushodo
バージョン :
権利関係 :



『プロジェ初版』について

大久保泰甫・七戸克彦

明治23（1890）年民法（いわゆる旧民法典）全5編（人事編・財産編・財産取得編・債権担保編・証拠編）のうち、ボワソナードが起草に関与した財産編・財産取得編（第1章―第12章）・債権担保編・証拠編の部分（我々はこの部分を指して「ボワソナード民法典」と呼んでいる）の起草手順は、大略以下のような流れになっている。

まず、政府内に設けられた特別の部局が草案を作成する（Ⅰ）。そこでは、ボワソナードが仏文で草案を起草し（1）（それら仏文草案は他と区別するため「プロジェ（Projet）」と略称されることが多い）、日本人委員がこれを翻訳した邦文の草案を作成し（2）、この翻訳草案に関する審議を行った後、部局としての案が確定され、内閣に上申される（3）という手順がとられた。次に、内閣は、こうして上申された草案を元老院に下付し（Ⅱ）、元老院による審議を経た後の案は、枢密院に諮詢され（Ⅲ）、枢密院の審議を経た後の案が、天皇の裁可を受け公布される（Ⅳ）。

そして、実際の編纂過程においては、この手順が2回繰り返された。即ち、まず、本資料集成にいう「前期」の編纂過程において、民法編纂局の作成した草案（それは財産編（総則・物権部、人権部）〔正確には、「第二編財産」（「前置條例」、「第一部物権」、「第二部人権即債権并ニ義務ノ総則」）〕及び財産取得編前半〔正確には、

「第三編物権及ヒ人権ヲ獲得スル方法」、「第一部特定ノ名義ニテ獲得スル方法」の部分のみであったが)は、上記Ⅰ→Ⅱの段階で中絶した。その後、本資料集成にいう「後期」の編纂過程(法律取調委員会の時代)に入ってから、ボワソナードにより、残りの部分(債権担保編・証拠編)の仏文草案が起草される一方(=上記Ⅰ1の段階からの開始)、既に起草済みの財産編・財産取得編部分の仏文草案に関しては、法律取調委員会においてこれを改めて翻訳し直すところから編纂作業が開始され(=上記Ⅰ2の段階からの開始)、Ⅰ3→Ⅱ→Ⅲ→Ⅳの過程を経て、法典の成立を見たのである⁽¹⁾。

今回復刻を行ったのは、このうちの編纂過程の「前期」に属するボワソナード起草の仏文草案(上記Ⅰ1)の中のひとつである。そこで、以下では、まず、これら仏文草案を含む仏文資料群の中における、本資料の位置を確認する(一)。次に、本資料それ自体についても2種の版が認められることから、この点を検討し、あわせて本復刻の底本の選択につき言及する(二)。そして、最後に、本資料の内容紹介を兼ねて、種々の邦文資料と本資料との間の対比を行う(三)、という順序で解説を加えることにしたい。

一 仏文資料中における『プロジェ初版』の位置

ボワソナード起草の仏文草案、と聞いて直ちに思い浮かぶのは、次の3種の「注釈(Commentaire)付き」の「活版本」であろう。(a)その1は、本資料、即ち、1880(明治13)年・1882(明治15)年刊行の3冊本、ないしその第1巻・第2巻を合冊した2冊本であり、(b)その2は、1882(明治15)年・1883(明治16)年・1888(明治21)年・1889(明治22)年刊行の5冊本であり、(c)その3は、1890(明治23)年・1891(明治24)年刊行の4冊本である。

(a) は『プロジェ初版』、(b) は『プロジェ第2版』(もともと、プロジェ初版の「第2版」に当たるのはその第1巻・第2巻のみであって、第3巻～第5巻は初の出版である)、(c) は『プロジェ新版』などと呼称される。その各巻の表紙の記載を転記すれば、以下の通りである(「/」は改行個所)。

(a) プロジェ初版⁽²⁾

- 【1】 PROJET/DE/CODE CIVIL/POUR LE JAPON,/ACCOMPAGNÉ D'UN COMMENTAIRE,/PAR/M. G. BOISSONADE,/PROFESSEUR-AGRÉGÉ A LA FACULTÉ DE DROIT DE PARIS./TOME PREMIER/TOKIO/XIII^e ANNÉE DE MEIJI(1880).
- 【2】 PROJET/DE/CODE CIVIL/POUR LE JAPON./ACCOMPAGNÉ D'UN COMMENTAIRE./PAR/M. G. BOISSONADE,/PROFESSEUR-AGRÉGÉ A LA FACULTÉ DE DROIT DE PARIS./TOME DEUXIÈME/TOKIO/XIII^e ANNÉE DE MEIJI(1880).
- 【3】 PROJET/DE/CODE CIVIL/POUR L'EMPIRE DU JAPON/ACCOMPAGNÉ D'UN COMMENTAIRE./PAR/M. G. BOISSONADE,/PROFESSEUR-AGRÉGÉ A LA FACULTÉ DE DROIT DE PARIS./LIVRE II-II^e PARTIE/DES OBLIGATIONS/TOKIO/IMPRIMERIE IMPÉRIALE/XV^e ANNÉE DE MEIJI(1882).

(b) プロジェ第2版⁽³⁾

- 【4】 PROJET/DE/CODE CIVIL/POUR L'EMPIRE DU JAPON/ACCOMPAGNÉ D'UN/COMMENTAIRE/par Mr. G^o.

BOISSONADE/Professeur-agrégé à la Faculté de Droit de Paris./DEUXIÈME ÉDITION/CORRIGÉE ET AUGMENTÉE./TOME PREMIER/DES DROITS RÉELS./TOKIO/XV^e ANNÉE DE MEIJI/1882./Traduction et reproduction réservées.

【 5 】 PROJET/DE/CODE CIVIL/POUR L'EMPIRE DU JAPON/ACCOMPAGNÉ D'UN/COMMENTAIRE/par Mr. G^{ve}. BOISSONADE/Professeur-agrégé à la Faculté de Droit de Paris./DEUXIÈME ÉDITION/CORRIGÉE ET AUGMENTÉE./TOME DEUXIÈME/DES DROITS PERSONNELS OU OBLIGATIONS/TOKIO/XVI^e ANNÉE DE MEIJI/1883./Traduction et reproduction réservées.

【 6 】 PROJET/DE/CODE CIVIL/POUR L'EMPIRE DU JAPON/ACCOMPAGNÉ D'UN/COMMENTAIRE/par M. G^{ve}. BOISSONADE/Professeur-agrégé à la Faculté de Droit de Paris./En mission au Japon./TOME TROISIÈME/DES MOYENS D'ACQUÉRIR LES BIENS./TOKIO/XXI^e ANNÉE DE MEIJI/1888./Traduction et reproduction réservées.

【 7 】 PROJET/DE/CODE CIVIL/POUR L'EMPIRE DU JAPON/ACCOMPAGNÉ D'UN/COMMENTAIRE/par M. G^{ve}. BOISSONADE/Professeur honoraire à la Faculté de Droit de Paris./En mission au Japon./TOME QUATRIÈME/DES SÛRETÉS OU GARANTIES/DES CRÉANCES OU DROITS PERSONNELS./TOKIO/XXII^e ANNÉE DE MEIJI/1889./Traduction et reproduction réservées.

【8】 PROJET/DE/CODE CIVIL/POUR L'EMPIRE DU JAPON/
ACCOMPAGNÉ D'UN/COMMENTAIRE/par M. G^{ve}.
BOISSONADE/Professeur honoraire à la Faculté de
Droit de Paris./En mission au Japon./TOME CIN-
QUIÈME/DES PREUVES ET DE LA PRESCRIPTION./
TOKIO/XXII^e ANNÉE DE MEIJI/1889./Traduction et
reproduction réservées.

(c) プロジェ新版⁽⁴⁾

【9】 PROJET/DE/CODE CIVIL/POUR L'EMPIRE DU JAPON/
ACCOMPAGNÉ D'UN COMMENTAIRE/par M. G^{ve}.
BOISSONADE/Professeur honoraire à la Faculté de
Droit de Paris/Conseiller-légiste du Gouvernement
japonais./NOUVELLE ÉDITION/CORRIGÉE ET AUG-
MENTÉE/TOME PREMIER/DES DROITS RÉELS./
TOKIO/XXIII^e ANNÉE DE MEIJI/1890./Traduction et
reproduction réservées.

【10】 PROJET/DE/CODE CIVIL/POUR L'EMPIRE DU JAPON/
ACCOMPAGNÉ D'UN COMMENTAIRE/par M. G^{ve}. BOIS-
SONADE/Professeur honoraire à la Faculté de Droit de
Paris/Conseiller-légiste du Gouvernement japonais./
NOUVELLE ÉDITION/CORRIGÉE ET AUGMENTÉE/
TOME DEUXIÈME/DES DROITS PERSONNELS ET
OBLIGATIONS./TOKIO/XXIV^e ANNÉE DE MEIJI/1891./
Traduction et reproduction réservées.

【11】 PROJET/DE/CODE CIVIL/POUR L'EMPIRE DU JAPON/
ACCOMPAGNÉ D'UN COMMENTAIRE/par M. G^{ve}.

BOISSONADE/Professeur honoraire à la Faculté de Droit de Paris/Conseiller-légiste du Gouvernement japonais./NOUVELLE ÉDITION/CORRIGÉE ET AUGMENTÉE/TOME TROISIÈME/DES MOYENS D'ACQUÉRIR LES BIENS./TOKIO/XXIV^e ANNÉE DE MEIJI/1891./Traduction et reproduction réservées.

- 【12】 PROJET/DE/CODE CIVIL/POUR L'EMPIRE DU JAPON/ ACCOMPAGNÉ D'UN COMMENTAIRE/par M. G^{ve}. BOISSONADE/Professeur honoraire à la Faculté de Droit de Paris/Conseiller-légiste du Gouvernement japonais./NOUVELLE ÉDITION/CORRIGÉE ET AUGMENTÉE/TOME QUATRIÈME/DES PREUVES ET DE LA PRESCRIPTION/DES SÛRETÉS OU GARANTIES./ TOKIO/XXIV^e ANNÉE DE MEIJI/1891./Traduction et reproduction réservées.

(d) 仏文『民法典条文並びに立法理由書 (公定訳)』⁽⁵⁾

なお、以上の「プロジェ」と並び、ボワソナードによる「注釈付き」の「活版本」としては、旧民法正文に関する仏文の『民法典条文並びに立法理由書 (公定訳)』4冊本がある (これは他と区別するため「エクスポゼ (Exposé)」と略称されることがある)。

- 【13】 CODE CIVIL/DE/L'EMPIRE DU JAPON/ACCOMPAGNÉ/ D'UN/EXPOSÉ DES MOTIFS./TOME PREMIER/ TEXTE/Livre Des Biens,/— De l'Acquisition des biens/《Chapitres 1^{er} à XII^e》,/— Des Garanties des créances./— Des Preuves,/Promulgués le 27^e jour du 3^e mois/de la XXIII^e année de MEIJI./TRADUCTION

- OFFICIELLE./TOKIO/XXIV° ANNÉE DE MEIJI./1891.
- 【14】 CODE CIVIL/DE/L'EMPIRE DU JAPON/ACCOMPAGNÉ/
D'UN/EXPOSÉ DES MOTIFS./TOME SECOND/EXPOSÉ
DES MOTIFS/DU/LIVRE DES BIENS./TRADUCTION
OFFICIELLE./TOKIO/XXIV° ANNÉE DE MEIJI./1891.
- 【15】 CODE CIVIL/DE/L'EMPIRE DU JAPON/ACCOMPAGNÉ/
D'UN/EXPOSÉ DES MOTIFS./TOME TROISIÈME/
EXPOSÉ DES MOTIFS/DU/LIVRE DE L'ACQUISITION
DES BIENS.(CHAP. I-XII)./TRADUCTION OFFICIELLE./
TOKIO/XXIV° ANNÉE DE MEIJI./1891.
- 【16】 CODE CIVIL/DE/L'EMPIRE DU JAPON/ACCOMPAGNÉ/
D'UN/EXPOSÉ DES MOTIFS./TOME QUATRIÈME./
EXPOSÉ DES MOTIFS/DU/LIVRE DES GARANTIES/
DES CRÉANCES/ET DU/LIVRE DES PREUVES./
TRADUCTION OFFICIELLE./TOKIO/XXIV° ANNÉE DE
MEIJI./1891.

(e) 条文のみのプロジェ活版本

更に、仏文資料の中には、「注釈なし」(草案の条文のみ)の「活版本」も存在する。以下のものが、それである。

- 【17】 PROJET/DE/CODE CIVIL/POUR L'EMPIRE DU JAPON/
par M. G^{ve}. BOISSONADE./Professeur-agrégé à la
Faculté de Droit de Paris./En mission au Japon./TOME
PREMIER/DES BIENS./TOKIO/XX° ANNÉE DE MEIJI/
1887./Traduction et reproduction réservées.⁽⁶⁾
- 【18】 PROJET/DE/CODE CIVIL/POUR L'EMPIRE DU JAPON/
par M. G^{ve}. BOISSONADE./Professeur honoraire à la

Faculté de Droit de Paris./En mission au Japon./TOKIO/
XXII^e ANNÉE DE MEIJI/1889./Traduction et reproduction réservées.⁽⁷⁾

(f) マニユスクリ (現存資料)

しかし、ボワソナードの仏文草案は、以上 (a) ~ (e) の「活版本」資料に限られない。写本 (手稿本) (manuscrit) 資料として、以下のものが現存する。

- 【19】 Projet de Code civil. Livre IV: Des sûretés ou garanties des créances ou droits personnels [et Livre V: Des preuves et de la prescription.]. [§§ 1001-1501].⁽⁸⁾
- 【20】 Commentaire du Projet de Code civil. [Livre IV: Des sûretés ou garanties des créances. §§ 1001-1313.] 5 vols.⁽⁹⁾
- 【21】 Commentaire du Projet de Code civil. [Livre V: Des preuves et de la prescription. §§ 1314-1501]. 3 vols.⁽¹⁰⁾

(g) マニユスクリ (焼失資料)

その他、写本 (手稿本) の仏文資料としては、司法図書館 (現法務図書館) 所蔵の資料中に、以下のものが存在したが⁽¹¹⁾、これらは第2次世界大戦の際、疎開先が空襲に遭い焼失してしまった。これらのうち、【22】及び【23】は、年代から考えて、プロジェ初版 (上記 (a)) の基となった資料と推測されるが、【24】【25】【26】が、何れの活版本の基となった写本かは、判然としない (以下、『法務図書館所蔵貴重書目録 (和書)』の記載を誤記も含めてそのまま転記する)。

- 【22】 Projet de Code Civil: Livre II. Part 1. et disposition

- préliminaire (sic). Part II. 1879. [1. vol.]
- 【23】 Projet de Code Civil: Livre II. Part 2. Text (sic) des obligations, 1881 et 1881-1882. [1. vol.]
- 【24】 Projet de Code Civil: Text (sic) et commentaire. Manuscript. n. d. 2°. [6 vol.]
- 【25】 Projet de Code Civil: Accompagné d'un commentaire. Manuscript. n. d. 2°. Livre II, III, IV, V. [16 vol.]
- 【26】 Projet de Code Civil. Manuscript. 2°. [4 vol.]

これら (a) ~ (g) の資料群 (【1】 ~ 【26】 の諸資料) を、その成立順に並べ替えると、後掲《表1》のようになる。

以上を要するに、『プロジェ初版』は、現時点で判明している限り、現存する仏文草案の中では最も古いものであり、この点に、本書を復刻する第1の意義がある。

二 2種の『プロジェ初版』

一方、『プロジェ初版』には、3冊本と2冊本の二種類がある。3冊本は、上記【1】【2】【3】として掲げたものである。これに対して2冊本は、上記の3冊本の第1巻 (【1】) と第2巻 (【2】) を合冊したものである。

『プロジェ初版』の成立事情についていくつかの側面を窺わせる資料として、明治15 (1882) 年2月28日付のボワソナードより磯部四郎 (当時、民法編纂局第一課分任員) 宛の書簡がある⁽¹²⁾。この書簡から、次の諸点を知ることができる。

第1に、この『初版』は、まず3冊本として作られたこと、第2に、第1巻 (3冊本の第1冊) については、ボワソナードはそれを「幾ント陰密ニ」起草したこと、そしてその「校閲」については、

ボワソナードが行うことを人は欲しなかったこと（要するに、第1巻の段階では、ボワソナードの草案起草は人目を憚り、秘密裡に行われていたこと）、第3に、第2巻の「校閲」についてはボワソナードが自ら行ったが、しかしやはり「隠密以テ之ヲ為シタルモノ」であること（つまり、第2巻の起草も公表を憚る時期に行われたものであったと推定されること）、第4に、上記書簡の日付である明治15（1882）年2月末日という時点において、第3巻もすでに印刷されていたと考えられること、第5に、この2月末日の段階で、ボワソナードは第1巻の「再閲」を終了して「將ニーノ『アベセ』順の索引表（ターブルアルハベチック）ヲ作ラント」していたこと、そして第6に、爾後の作業の進め方として次のように提案していること。「若シ其第一冊〔第1巻を指す——引用者〕第二冊〔第2巻〕ヲ再校スルトキハ之ヲ一巻（物権）ト為シ而シテ第二冊ノ義務編（人権）ハ之ニ合巻ス可シ然カスルトキハ現今印刷ニ付スル所ノ治罪法ノ如ク重大ノ改良ヲ加ヘ略題ヲ付シ欄外（マンセット）又右ノ略題ヲ記シ一節毎ニ註解ス可シ」と（この提案は、『プロジェ第2版』の第1巻〔参議・司法卿大木喬任宛「献呈の辞」の日付は明治15（1882）年9月30日〕においてすべて実現された）。

以上要するに、①『プロジェ初版』の3冊本のうち、第1冊（【1】）と第2冊（【2】）とは、明治13（1880）年4月の民法編纂局設置以前に校正を完了していた、②また、第3冊（【3】）は、おそらく明治15（1882）年の早い時期（2月末以前）に印刷を終了していた、と結論付けることができよう。そして、特に第1冊・第2冊については、内部資料として編纂関係者を対象として極く限定された部数しか印刷されなかったものと推測される。

なお、内容的なことであるが、上記の書簡中に、イタリア民法典の参照について、「其第一冊ニ於テハ伊太利亜法典ノ引用ナシ蓋シ

余ハ水利ノ（地役）ノ部ヨリシテ始メテ該法典ヲ參觀シタリ而シテ其參觀ヲ茲ニ始メタルハ其以前未ダ該法典ヲ有セサリシニ因ルモノナリ／爾来余ハ其以前ノ事項中専ラ夫ノ占有及ヒ賃貸ニ就テハ少クトモ其註解中之レニ有益ナル参照ノ為ス可キモノアルコトヲ発見セリ」という記述がある点が、注目される。

ともあれ、3冊本・2冊本の何れをとっても、『プロジェ初版』は非常な稀覯本である。我々が調査した限りでは、全国の国公立図書館・大学図書館において同書を所蔵するのは、(a) 法務図書館、(b) 東京大学法学部研究室箕作文庫、(c) 京都大学図書館の3館のみであった。

(a) 法務図書館蔵本

法務図書館には、3冊本と2冊本の両方が所蔵されている。3冊本の第1巻（表紙及び本文1頁）には「民法／編纂／局印」という角印が押されており（第2巻には押印はない）、また第1巻表紙の下方には「井上」の丸印がある（民法編纂局掛官井上操に配付された本であったと推測される）。更に第3巻（の表紙及び見開き頁）には「民法編／纂局書／籍之印」の角印が押されている。また同じ第3巻の表紙の裏頁には「ボアソナード民法草案」という書き込みのあるラヴェルが貼付されている。

これに対して2冊本は、すでに述べたように上記3冊本の第1巻と第2巻を合冊したものである。3冊本と2冊本の異同は、単なる合冊であって表紙の差し替えのみに留まるようである。その結果、2冊本においては、3冊本第1巻末尾の《ADDITIONS ET CORRECTIONS.》が本の半ばに入り、また、頁数表示も通し頁に改められていない。我々が対比した限りでは、本文部分の内容も同一と見受けられる（なお、法務図書館は、第3巻については、同一本を

複数冊所蔵している)。

(b) 東京大学法学部研究室箕作文庫蔵本

東京大学法学部箕作文庫蔵本(箕作341)は、2冊本である。その第1冊の背表紙には《PROJET/DE/CODE CIVIL》とあり、また扉頁の表記は《PROJET/DE/CODE CIVIL/POUR LE JAPON,/ACCOMPAGNÉ D'UN COMMENTAIRE,/PAR/M. G. BOISSONADE,/PROFESSEUR-AGRÉGÉ A LA FACULTÉ DE DROIT DE PARIS./T. I-II./TOKIO/XIII^e ANNÉE DE MEIJI (1880).》となっている(下線部は3冊本の表記と異なる箇所)。一方、その第2冊は、法務図書館蔵本【3】と同一書籍である。なお、箕作文庫は、この第2冊(=【3】)に関してのみ、同一書籍をもう1冊所蔵する(箕作340)。

(c) 京都大学図書館蔵本

京都大学は、①3冊本(AII 5-1/2 Bois)と、②2冊本(A 5-B)の2種を所蔵するが、しかし、両者とも第3巻部分(上記【3】)が欠本である。このうち、①は、上記(a)法務図書館蔵本と同一書籍であり、表紙には「小倉」の丸印がある(民法編纂局分任員小倉久(司法省御用掛兼太政官御用掛)旧蔵書か?)。一方、②は、(b)東京大学箕作文庫蔵本と同一書籍であり、扉には「京都帝国大学法学会寄贈本」の書き込みがある。

本資料集成において、復刻の底本としたのは、このうちの(b)東京大学箕作文庫蔵本(箕作341)である。この点につき、編集担当者内部には、①3冊本が時代的に先行する文献であること、また、②法務図書館所蔵3冊本には「民法／編纂／局印」の押印があ

ることから、この3冊本を底本とすべきという意見も存在した。しかし、これに対しては、法務図書館本につき入手したマイクロフィルムでは、鮮明な版下を作成することが不可能であり、また現物貸与ないし新規複写も困難である旨が出版社より提示され、その結果、これを底本として選択することが事実上難しくなった。他方、上記①の点についていえば、先述の如く、本文の内容に関して3冊本と2冊本の本文の内容には差異が認められず、また、上記②の点に関しては、(b)についても、それが箕作麟祥旧蔵書であるという点では、出自ははっきりしている。本復刻の底本に(b)を選択したのは、以上のような理由に基づくものであり、大方の理解を賜りたい。

なお、本書にあっては、その第1巻巻末に《ADDITIONS ET CORRECTIONS》、第3巻巻末に《ADDITIONS ET CORRECTIONS au TOME III.》が存在する（第2巻にはこのような正誤表は存在しない）。これらの正誤に関しては、本資料集成の第1回配本（『プロジェ新版』）と同様、本復刻においても、本文当該箇所の欄外にその存在を注記することとした（例、* cf. 《ADDITIONS ET CORRECTIONS》）。

三 邦文資料と『プロジェ初版』の関係

上記一で述べたように、『プロジェ初版』は、ボワソナード起草の仏文草案中で現存する最古のものである。しかしながら、邦文資料中には、これより時代的に古いと考えられる資料が幾つか存在する。つまり、それらは、未発見または滅失したボワソナードの仏文草案を基にしている。以下、問題となる資料を、(a) 写本資料、(b) 活版本資料（草案・注釈の翻訳書）、(c) 活版本資料（司法

省法学校講義)に分けて紹介する。

(a) 写本資料

まず、写本資料につき、『プロジェ初版』との関係を検討すべき資料としては、次の10種を挙げ得るであろう。

【27】 法務図書館蔵『仏訳書雑類 第5集 明17』「民法目次」⁽¹³⁾

民法典の編別を記載したもので、「第一編 一 人ノ身分及ヒ品位ノ事」、「第二編 物権及ヒ人権ノ事」、「第三卷〔編〕 物権及ヒ人権ヲ得ルノ方法」、「第四編 一 貸金保証ノ事」の4編構成。内容は下記【28】②(=【29】①)と類似しており、従って同じくボワソナードの手によるものと考えられるが、原文(仏文)は発見されていない。成立時期も不明であるが、【28】②(=【29】①)における「使用及住居ノ権」の用語が「ユザージュ」「アビタシヤン」とだけ表記されていること、第二編中に担保物権が配置されていること等から、【28】②(=【29】①)より前の成立と推測される。

【28】 法務図書館蔵『仏訳書雑類 第5集 明17』「民法創立ニ付ボアソナード氏ノ意見并ニ草案目次(1876. 7.29)」⁽¹⁴⁾

①「ユ〔コ〕ード民法創立ハ最モ要用ナルノ論ニ答フ」と題された意見書と、②民法典の編別を記載した「民法草案目録」からなる。原文(仏文)は発見されていない。また、①に関しては「千八百七十六〔=明治9〕年七月二十九日」の記載があり、従って、大木喬任司法卿の下で箕作麟祥・牟田口通照により起草された明治11年民法草案(明治9年3月起草着手、明治11年4月起草完了)に対するボワソナードの意見書と考えられるが、これに対して、②に関しては日付等の記載はなく、①と同時期の成立かは分からない。②の内容は、冒頭に「総則」を置き、続いて「第

一編 人(人ノ身分ノコト)」「第二編 物権及人権」「第三編 物権及人権ヲ得ル方法」「第四編 人権ノ保証」を配列する4編構成である。

- 【29】 法務図書館蔵『民法草案ニ付ボアソナード氏意見書説明筆記従第一綴至第四綴完』・『民法草案ニ付ボアソナード氏意見書説明筆記従第五綴至第八綴』⁽¹⁵⁾

①その「第一綴」は、「民法草案目録」(=上記【28】②)にほぼ同じ、及び、これに関するボワソナードと大木・箕作・牟田口の間答を取める。②「第二綴」—「第八綴」は、財産編の総則(「総規則」)及び物権部第1章(「所有権」)・第2章(「入額所得ノ権」=用益権)第1節の条文とこれに関するボワソナードの説明を筆記したもの。①の間答部分及び②の行われた時期は、明治12(1879)年(民法編纂局開局の前年)と推測される。

- 【30】 筑波大学附属図書館蔵「穂積文書」『立法資料 明治十三年 民法編纂局書類』⁽¹⁶⁾所収「第 編 対物権及び対人権の事」⁽¹⁷⁾

前掲【29】「第二綴」(財産編総則(「総規則」)1条—13条)のうち、1条—11条部分の注釈⁽¹⁸⁾(条文に関しては条数のみを掲記)。司法省から民法編纂局第三課分任員へと転属する木村正辞の筆跡であることから(ちなみに、木村の筆跡はかなり特徴的である)、あるいは、これらの条文に関しては、木村により文章が整えられたものか。但し、その成稿時期は不明。

- 【31】 筑波大学附属図書館蔵「穂積文書」『立法資料 民法編纂局書類』⁽¹⁹⁾

「第二編 財産」「前置条例 財産及ヒ物ノ區別」第1条の条文及びその「原註」と「増註」。条文は、下記【42】に最も近いが、若干異なる箇所がある。一方、「原註」は、『プロジェ初版』

の1条の注釈第3段落までにほぼ相応する。他方、「増注」は、「ピアン」「パトリモアヌ」等のフランス語法律用語の説明。

- 【32】 筑波大学附属図書館蔵「穂積文書」『立法資料 司法省民法編纂局 民法解』⁽²⁰⁾

本文冒頭には「民法解 第一稿」とある。「第二編 財」「前加規則」「財及び物の区別」1条—25条の条文及びその「注（註）」と「解」（両者が存在するものと何れか一方のみが存在するものがある）。条文は、【31】からは遠く、【33】【34】に近い。一方、「注（註）」「解」は、『プロジェ初版』の注釈からは遠く、【33】【34】とほぼ同一である。

- 【33】 筑波大学附属図書館蔵「穂積文書」『立法資料 民法諺解』⁽²¹⁾

財産編部分の5条—38条の条文とその「解」。上述のように、条文は、【31】からは遠く、【32】【34】に近い。「解」も【32】【34】とほぼ同一で、『プロジェ初版』からは遠い。【32】との時間的先後関係は不明。

- 【34】 筑波大学附属図書館蔵「穂積文書」『立法資料 民法草案』⁽²²⁾

「第二篇 財産」「総則 財産及物品ノ区別」1条—20条の条文とその「註」。上述したように、条文・「註」ともに、【32】【33】とほぼ同一で、「註」は『プロジェ初版』から遠い。なお、「註」に関しては、【32】【33】よりも文章が整えられている印象を受ける。

- 【35】 筑波大学附属図書館蔵「穂積文書」『立法資料 明治十三年 民法編纂局書類』所収「民法草案」⁽²³⁾

「自百四十五条至百五十六条 十」、「自百五十七条至百六十五条 十一」、「自百六十六条至百七十九条 十二」、「自百八十条至

百九十五条 十三乃至十七」の4部からなる。条文のみ。条文の内容は、下記【38】に一致しており、また、表題にいう「十」「十一」「十二」「十三乃至十七」の表示も、【38】の分冊数に合致する。

- 【36】 筑波大学附属図書館蔵「穂積文書」『立法資料 明治十三年 民法編纂局書類』所収「草案第三百三十三条」⁽²⁴⁾

和紙1枚。財産編人權部333条の翻訳についての朱筆説明。未見。あるいは『プロジェ第2版』に対応する資料か。

ここで、ひとまず以上の写本資料と『プロジェ初版』の内容を対比してみよう。

これらの写本資料は、(I) 民法典の編別を記載した資料(【27】・【28】②・【29】①)、(II) 最初期の草案と思しき資料(【29】②・【30】)、(III) 『プロジェ初版』に最も近い内容の資料(【31】)、(IV) 条文・注釈の表現・内容において共通して固有の特徴を持つ資料(【32】【33】【34】)、(V) 後記活版本資料(草案注釈書)に近い内容の資料(【35】)の5つのグループに分類し得る。

このうち、(I) 及び (II) の資料群は、内容的に見ても、『プロジェ初版』よりも古いものである。というのは、これらの資料において示された立場が、『プロジェ初版』においては変更されているからである。

まず、(I) の資料群に関していえば、そこで提示されていた法典の編別に関する人事編・財産編・財産取得編・債権担保編の4編構成が、『プロジェ初版』においては、これに証拠編を加えた5編構成へと改められている。『プロジェ初版』は、1882(明治15)年刊行の第3巻の冒頭に「序文 (INTRODUCTION)」を置くという変則的な体裁をとっているが⁽²⁵⁾、同所において、ポワソナードは、第1編から第4編の内容構成について触れた後、次のようにいう。

最後に、第5編が「証拠(*Preuves*)」に割り当てられる。これは、既に述べたように、細部を除けば、物権、債権及び家族の諸権利に共通のものである⁽²⁶⁾。

もともと、4編構成から5編構成へと構想が変更されたのは、第3巻刊行時よりも前のことであり、既に『プロジェ初版』第1巻・第2巻刊行と同年、司法省法学校速成科第2期生に対する草案第1回講義(明治13(1880)年5月14日)の冒頭、「○民法ノ大別」を論じた個所で、ボワソナードは次のように述べている。

仏国民法ハ証拠ヲ契約篇中ノ一部ト為セシカ証拠ハ所有權及ヒ債主權ノ所得ノミナラス人事ニ迫適當スル者ナルカ故ニ之ヲ契約篇外ニ置サルヲ得サルノミナラス全ク第三編ヨリ分離シテ別ニ篇ヲ置ニ如カストス

○民法草案中ハ上ノ如ク五編ニ大別スルノ主義ニ適用スルコト左ノ如シ

- 第一篇 人事
- 第二篇 諸般ノ財産
- 第三篇 権利ヲ得ル方法
- 第四篇 従タル契約
- 第五篇 証拠⁽²⁷⁾

次に、資料群(II)と『プロジェ初版』の先後関係について。(II)の資料中【29】②において掲げられている条文と『プロジェ初版』のそれとを比較してみると、【29】の後『プロジェ初版』刊行までの間に、ボワソナードは、草案の内容に大幅に手直しを加えていることが知られる。条文の配列も、所有権の章以降は比較的合致しているが、しかし、財産編総則部分の条文は、【29】の段階ではほとんど出来上がっておらず、この部分の起草に苦しむボワソナードの姿が浮き彫りになる。なお、この点に関しては、後掲《表

2)として掲げた、両者の条文対照表を参照いただきたい⁽²⁸⁾。

だが、以上の資料群 (I) (II) に対して、残りの写本資料群 (III) (IV) (V) と『プロジェ初版』の新旧関係は、必ずしもはっきりしない。そして、このことは、(V) と関係の深い、以下の活版本資料についても当てはまる。

(b) 活版本資料 (草案・注釈の翻訳書)

我々の知る限りでは、『プロジェ初版』に対応する邦文の草案注釈書には、次のものがある。

【37】 『ボアソナード氏寄稿 註釈民法草案 財産編、人権部
第1—5巻』

法務図書館蔵本 (XB300 B1-3)。『法務図書館所蔵貴重書目録 (和書)』(前掲注(8)) 37頁によれば「明13年初めにできたボアソナードの草案 民法第2編中第1部 (物権) 313条、第2部人権 (債権) 287条計600条のコンメンタールで、ボアソナードの民法草案のコンメンタールとしては一番古いもの」とされる。後記【38】【39】と同一書籍である可能性が高い。

【38】 『ボワソナード氏起稿／註釋民法草案 財産篇之部』

東京大学法学部箕作文庫蔵本 (箕作584)。【37】【39】と同一書籍である可能性が高いが、東京大学蔵本にあってはこれを9巻に合冊。財産編総則・物権部、人権部の条文 (1条—600条) 及び注釈のようであるが、第1巻 (第1冊—第12冊の合冊本) 及び第9巻 (第113冊以降の合冊本) が、現在所在不明。

【39】 『民法草案ニ付テノ「ボアソナード」氏註釋書 財産篇之部』

九州大学法学部蔵本。未見 (有地亨「旧民法の編纂過程にあらわれた諸草案」法政研究 (九州大学) 39巻 2 = 4号 (昭和

47 (1972) 年) 302頁注(1)の紹介による)。1条—600条の条文及びその注釈。全135冊。【37】【38】と同一書籍である可能性が高い。なお、有地教授によれば、このうちの『自一至三』の巻の表紙には「第一ヨリ第百三十五マデ明治一六年七月卒業ノ際曾テ貸与サレタ儘下賜ヲ受ク 小幡虎三郎」との朱書があり、また同巻には「照査課」と「消印」が、『自四至六』の巻には「司法省生徒課印」と「消印」があり、このことから、有地教授は、『自一至三』の巻の刊行は明治13 (1880) 年5月25日以前、『自四至六』の巻の刊行は同年5月25日から明治14 (1881) 年11月28日までの間と推定しておられる(有地・前掲277—278頁)。

【40】 『日本民法草案註解』

早稲田大学蔵本(ワ11-678)。3冊。醍醐忠順侯爵旧蔵書。第1巻の本文冒頭には「民法草案ニ付テノ『ボアソナード』氏註釋書／法文〔テキスト〕及ヒ註解〔コンマンテール〕」とある(【39】の表題と類似する)。一方、その内容を【38】と比較してみると、活字の違い、及び、注釈部分のフランス語のルビの有無(本書においてはルビがふられていない)を除けば、【38】に一致する。【38】(=【37】【39】?) 刷行の後、これを合冊・改版した書籍と考えられる。

ところで、こうした邦文の草案注釈書と『プロジェ』の関係につき、我々研究者は既に苦い経験を味わっている。問題は、ボワソナード民法典関係資料中最もポピュラーな『プロジェ第2版』と『再閱修正民法草案注釈』に関して生じた。即ち、従来学説は、後者が前者の翻訳であると信じて疑わなかったところ、特に条文部分につき、両者の間に差異が認められることが判明したからである。

【37】【38】【39】【40】に関しては、それらもまた『プロジェ初版』と同様稀覯本であることから、これを引用する学説は少なく、

従って『プロジェ第2版』につき生じたような問題は、これらの文献との関係では未だ顕在化していない。だが、この問題は、『プロジェ初版』に関する別の文献については顕在化しつつある。それは、次に述べるボワソナードの司法省法学校講義関係資料である。

(c) 活版本資料（司法省法学校講義）

先に触れたように、ボワソナードの仏文草案起草は「隠密」のものであったが、しかし、草案は「フランス語と日本語で、既に翻訳・印刷された部分については、これを法学教育で用いることを許された」⁽²⁹⁾。明治13（1880）年5月14日より司法省法学校速成科第2期生に対して行われた『プロジェ初版』の講義⁽³⁰⁾、及び、明治16（1883）年11月より速成科第3期生に対して行われた『プロジェ第2版』の講義⁽³¹⁾がそれである。このうち前者の講義に関しては、以下の4種の活版本が存在する（なお、写本資料は目下のところ発見されていない）。

【41】 『民法財産編講義 自第一条至第十六条 卷一』

東京大学法学部箕作文庫蔵本（箕作555）。1冊。見返しには「司法省／生徒課／通学係」の角印が押されている。刊年は不明であるが、明治13（1880）年12月の訳者識がある。「第一號」（明治13（1880）年5月14日）から「第十號」（同年6月23日）までの講義の翻訳。なお、第1回講義冒頭には「余ハ重ニ民法考案（民法草案ヲ編製スルニ方リ『ボワソナード』氏述ル所ノ考案ニシテ本篇ノ草案ト異ナリ）ニ從テ講述ス可シ」とある。

【42】 『ボワソナード氏起稿 日本民法草案講義 契約編之部』

慶應義塾大学所蔵（JR3a-729）。第2編（財産編）第2部（人権部）の511条—600条に関する、第157回（明治16（1883）年1月10日）—第181回（同年4月6日）講義を取めたもの。本文の内

容は下記【44】に合致するが、表紙の体裁は【44】とはかなり異なる。

【43】 『ボアソナード氏民法草案講義』

石井良助『民法典の編纂』（創文社、昭和54（1979）年）228—229頁の紹介するもので、所蔵は不明。石井教授は、下記【44】の異本とされ、「巻九より巻一八までの一〇分冊に分かれている」。また、本書には「『司法省第七局』とあるが、法学校および外国教師に関する事務を扱う第七局のおかれたのは明治一四年一月一八日で、その廃止されたのは明治一七年七月一六日であるから、本書はこの間又は少し後に刊行されたものと推定される」と指摘している。

【44】 『ボワソナード氏起稿 民法草案財産編講義』

本書は、比較的よく目にするものである。講義の全てを収録したもので、『壹 物権之部 司法省』『二 人権之部 司法省』の2巻からなる。その第1巻を上記【41】と比較すると、条文は【41】と同一ながら、本文の内容は若干異なっており、例えば、上記【41】で引用した箇所は、「余ハ重ニ民法草案ニ從テ講述ス」と改められている。なお、第1巻冒頭の訳者識には明治13年12月とあるが、その内容は【40】と同一であり、また、第1巻は第94回〔90回の誤りか〕（明治14（1881）年10月26日）までの講義を収録していることから、本書第1巻の刊行は同日以降ということになる。他方、第2巻は、第91回（明治14（1881）年11月2日）—第181回講義（明治16（1883）年4月6日）を収録していることから、その刊行は明治16（1883）年4月6日以降ということになる。

ところで、従来の研究においては、比較的参照の容易な【44】が『プロジェ初版』の代わりに引用されることが多かった。しかしな

がら、【44】は、『プロジェ初版』活版本をベースに講義されたものとは必ずしもいえない。まず第1に、人権部に関する第91回（明治14（1981）年11月2日）—第95回（同年11月30日）講義は、『プロジェ初版』第3巻の刊行の前年であることから、少なくともこれらの回に関しては、『プロジェ初版』活版本を基礎にした講義ということにはならない。第2に、総則・物権部分に関しても、【41】にある、ボワソナードが講義する「民法考案」は「民法草案ヲ編製スルニ方リ『ボワソナード』氏述ル所ノ考案ニシテ本篇ノ草案ト異ナリ」との注記が、いかにも気にかかる。

一方、【44】の記述中には、しばしば「註釋書」の参照を促す箇所が認められる。例えば、①第2回講義（明治13（1880）年5月19日）の「○前加規則 財産及ヒ物品ノ區別」の説明には、「茲ニハ財産及ヒ物品ト記載シ註釋書ニ『所有者アル物品即チ吾人ニ幸福ヲ与フル物品ハ財産ニシテ所有主ナキ者ハ物品ナリ但シ物品中ニハ財産トナルヲ得可キ者ト財産トナルヲ得可ラサル者トノ區別アリ』ト記載ス」とあり（【44】14頁）、②第5回講義（同年5月28日）の6条の説明部分には「此事ハ註釋書ニ明記アレハ就テ熟読ス可シ」とあり（【44】50頁）、③第8回講義（同年6月14日）の10条2号の説明部分には「草案ノ註釋書ニハ遺漏ニ由テ獲得ノ解ヲ置サリシ」とあり（【44】82—83頁）、④同じく第8回講義の10条3号の説明部分には「此事ハ尚ホ註釋ニ就テ其詳細ヲ閱ス可シ」とある（【44】84頁）。だが、これらの参照の指示は、ボワソナード自身が講義中に行ったものか、それとも後に翻訳者が付加したものかは必ずしも明らかではなく、結局のところ、『プロジェ初版』、上記邦文の草案注釈書、司法省法学校講義の3者の成稿・出版ないし内容の先後関係は、不明といわざるを得ない（『プロジェ初版』関係の種々の翻訳書の詳細に関しては、本資料集成におけるその復刻本（次回配本）

に付される解題を参照されたい)。

しかしながら、少なくとも次の点は指摘し得るであろう。まず第1に、ボワソナードの仏文草案の起草とその印刷・刊行、及び、仏文草案の翻訳とその印刷・刊行の4者は、いわば同時並行的に行われたもののように見受けられる。即ち、ボワソナードの仏文草案は、数カ条（あるいは1カ条の場合も存在したか）単位に翻訳に回され、翻訳は分冊の形で順次出版される（司法省法学校講義に関しても同様）。他方、これと並行して、仏文草案自体も、それがある程度まとまった段階で印刷に回され、『プロジェ初版』第1巻・第2巻の形で分冊刊行される⁽³²⁾。そして、これら仏文草案・その翻訳・司法省法学校講義は、その各々が、総則・物権部、人権部が完結した段階で合冊刊行される。第2に、仏文草案の翻訳は、何度も修正を受け文章を整えられており、その各段階での成果が写本あるいは活版本資料として遺されることになる。他方、ボワソナード自身も、仏文草案につき修正・変更を加えている。そして、それらの修正・変更は『プロジェ初版』以前のもの（『プロジェ初版』に反映されたもの）もあり、以後のもの（『プロジェ初版』に反映されていないもの）もある。

これに対して、従来の研究は、これら諸資料の位置づけにつき、非常に単純な発想をとっていた。即ち、ボワソナードの起草が全て完了してから『プロジェ』が印刷され、次に、出来上がった『プロジェ』活版本を基に翻訳ないし講義が行われた、という理解である。しかし、ボワソナードの仏文草案起草・その翻訳・司法省法学校講義の3者は、実際には上述のように同時並行的かつ段階的に進行したと解されることから、『プロジェ初版』活版本を基礎として種々の邦文の条文注釈書や司法省法学校講義が成立したという理解は、必ずしも正確ではない。つまり、『プロジェ初版』は、同時並

行的・段階的に進行する法典編纂作業の途上に現れた一資料に過ぎない、とも言える。仏文資料中最初に印刷されたテキストである以上重要ではあるが、しかし内部資料的なものである（特に第1巻と第2巻はそうである）。今回『プロジェ初版』を復刻するにあたり、本資料を利用する際の留意点として、特にこの点を強調しておきたい⁽³³⁾。

(d) 『プロジェ初版』の改訂と『プロジェ第2版』の成立

次に、『プロジェ初版』成立以後の動きについて、若干触れておくことにしよう。

既に引用した明治15年2月28日付書簡の中で、ボワソナードは、「『プロジェ初版』の——引用者）最初ノ二冊ヲ増補シ且ツ冊尾ニ正誤ヲ付シタルモ未タ其解説ノ為メ甚タシキ困難ヲ見ルヲ免レサラシムル所ノ大誤謬ヲ正シテ以テ之ヲ再板スルノ甚タ美事タルコト」を指摘し、更に「右ノ考案ニ於テハ其同冊数ヲ存スルカ為メ第三冊ヲモ又再板ス可キナリ」と提案している⁽³⁴⁾。訳文であるため、文意が必ずしも明瞭でない部分があるが、要するに、『プロジェ初版』の第1冊・第2冊（第1巻・第2巻）を合冊の上修正増補して「再板」すること、及び第3冊をも「再板」することが良策であると強調している。

この提案は日本側に受け入れられ、『プロジェ第2版』の第1巻（【4】）、第2巻（【5】）として結実する。

ところで、『プロジェ初版』を修正増補するにあたって、ボワソナードは、上述の司法省法学校における講義を通じて、具体的な修正箇所を発見することが、まれではなかったようである。後の民法編纂局最終案の内閣上申に際して、ボワソナードより民法編纂総裁大木喬任に提出された意見書（明治19（1886）年3月28日付）には、

閣下嘗テ司法卿タリシ時余ニ命セラ〔レ〕シ草案ノ講義ハ実ニ非常ノ利益ヲ為セリ何トナレハ口頭ノ説明ヲ為スニ方リ律条ニ多少ノ曖昧不備アルヲ発見スルコトアリテ曖昧ナルハ之ヲ明晰シ不備ナルハ之ヲ補正シ以テ容易ニ之ヲ医治スルヲ得タレハナリ

との記述が認められる⁽³⁵⁾。

こうして行われることとなった『プロジェ初版』改訂作業の内容を伝える仏文資料は、目下のところ発見されていない（あるいは焼失した上記【24】【25】【26】のマニユスクリがそれか）。だが、邦文資料の中には、この改訂作業の途上の時期に位置すると考えられる文献が存在する。

【45】 民法編纂局蔵版『民法草案 財産篇物権部』

東京大学箕作文庫（箕作568、569。2部所蔵）、早稲田大学図書館（ワ11-823）蔵本。財産編総則・物権部1条—313条の条文を掲記。表紙の記載等から判断して、注釈を掲記する下記【46】と対をなすものと考えられる。

【46】 民法編纂局蔵版『民法草案註解 財産篇物権部 第一、第二』

東京大学箕作文庫（箕作581。なお、箕作文庫には、第1巻についてのみ、もう1冊ある。箕作582）、法務図書館（XB300 M62-1）、内閣文庫（第1巻のみ3種所蔵。1-324-368、1368A、1368B）蔵本。第1巻は1条—117条、第2巻は238条の注釈のみを掲記。上記【45】と対をなす文献と考えられるが、第3巻（238条—）以降が刊行されているのか否かは不明。

なお、『法務図書館所蔵貴重書目録（和書）』（前掲注（8））37頁（民法編纂局2）は、【46】につき「（1）〔=前掲【37】〕と同じものであるが訳語はかなり訂正されている」とするが、【45】掲記の条文を『プロジェ初版』のそれと比較してみると、『プロジェ初版』

2条2項が全5号から成り立っていたのに対して、【45】は『プロジェ第2版』と同様全4号から成り立っている点等の差異が認められる。もっとも、上記『目録』によれば、【46】の刊行は『プロジェ初版』第1巻・第2巻の刊行と同年（「明13」）とされ、先の種々の邦文資料と同様、『プロジェ初版』刷行との先後関係は必ずしも明確ではない。

このような改訂作業を経て、『プロジェ初版』第3巻の刊行と同年の1882（明治15）年には『プロジェ第2版』第1巻（財産編総則・物権部）が、翌1883（明治16）年には同第2巻（財産編人権部）が公刊されるに至るのである。『プロジェ初版』と『プロジェ第2版』あるいはそれ以降の草案の条文の異同に関しては、高橋・前掲注（1）のほか、七戸「旧民法・現行民法の条文対照——付・条文対照表（旧民法財産編総則・物権部）——」法学研究（慶應義塾大学）69巻1号（平成8（1996）年）111頁、七戸「旧民法・現行民法の条文対照表——旧民法財産編総則・物権部（1）～（3）——」法学研究（慶應義塾大学）69巻9号（平成8（1996）年）135頁、10号131頁、11号97頁を参照されたい。

（e）『プロジェ初版』と条約改正交渉

最後に、『プロジェ初版』と条約改正交渉との関係について一言しておく。

1882（明治15）年1月より、外務卿井上馨が議長となり、列強諸国との「条約改正予備会議」が東京の外務省で開催され、会議を重ねていった。そして、同年6月1日の第11回会議において、議長井上は、日本政府の提案中において、次のように述べた（『条約改正関係日本外交文書・別冊会議録』（昭和23（1948）年）183—184頁。英文は、『日本外交文書・明治年間・追補第二冊』（昭和38（1963）

年) 158頁。句読点、下線は引用者)。

我国の法制は維新以降既に全く之を改正変更し、且つ近くは有力なる外国法律家の補助を以て泰西の法理に基きたる新法を撰定し、刑法と治罪法は既に本年の初より之を実施するに至れり。今此に之れが仏文の印本を各員に呈し、又民法中最要の部分も草案既に成れるを以て、是亦其仏文の稿本を爰に閲覽に供するなり。(I beg to place to-day before you, …… a draft copy in French of the most important portion of the proposed new Civil Code.)

この時、井上外相が会議に提出した民法典仏文草案がどの版であったのか、その同定はやや困難である。発言の日付(6月1日)から考えれば、コマンテール付きのものであったとすれば、それは『プロジェ初版』の2冊本(【1】【2】の合冊本及び【3】)であったと考えるのが自然だが、しかしこの時点で『プロジェ第2版』の第1巻(【4】)が既に上梓されていたとすれば、【4】と【3】が会議に提出された可能性も完全には排除できないと思われる。

《注》

- (1) ボワソナード民法典の編纂過程の詳細に関しては、高橋良彰「ボワソナード草案と旧民法正文」法律時報70巻9号（平成10（1998）年）31頁、大久保泰甫＝高橋良彰『ボワソナード民法典の編纂』（雄松堂出版、平成11（1999）年）参照。
- (2) 以下の表記は、法務図書館蔵の3冊本（B540 B9-1）による。なお、3冊本と2冊本の内容対比、及び、本資料集成で用いた底本に関しては、後述の二（XV頁以下）を参照。
- (3) 同書に関しては、復刻版が存在する。『仏文・日本民法草案註解〔復刻版〕（ボワソナード文献双書①～⑤）』（発売・有斐閣、制作発行・有斐閣出版サービス（株）、発行・宗文館書店、昭和58（1983）年）。なお、同書に関しては、幾つか異本が存在することが確認されている。
- (4) 同書に関しては、本資料集成によって復刻された（第1期第1回配本）。『（ボワソナード民法典資料集成・後期IV）G. Boissonade, Projet de Code civil, Nouvelle édition, tome 1（1890）, tome 2（1891）, tome 3（1891）, tome 4（1891）』（雄松堂出版、平成10（1998）年）。
- (5) 同書に関しては、次の2種の復刻版が存在する（このうち①は第1巻のみ、②は全巻の復刻）。①『仏文・日本民法理由書〔復刻版〕（ボワソナード文献双書⑥）』（宗文館書店、昭和59（1984）年）、②『〔仏語公定訳〕日本帝國民法典並びに立法理由書（明治23年3月27日公布）（日本立法資料全集・別巻28～31）』（信山社、平成5（1993）年）。
- (6) 我々が参照したのは、東京大学法学部研究室箕作文庫蔵本である（箕作347。なお、箕作348も同一書籍であるが、304頁（797条部分）が破損し、305頁以下は欠損している）。
- (7) 我々が参照したのは、東京大学法学部研究室箕作文庫の3種の蔵本（箕作344、345、346）、及び、法務図書館蔵本（B540 B9-5）である。
- (8) 法務図書館所蔵（XB500 P4-1）。『法務図書館所蔵貴重書目録（和書）』（法務図書館、昭和48（1973）年）40頁「D-5」の表記からは、債権担保編のみのように見えるが、債権担保編・証拠編の両者を含む。条文のみ。

- (9) 法務図書館所蔵 (XB500 C1-1)。『法務図書館所蔵貴重書目録 (和書)』(前掲注 (8)) 39頁「D-4」。同目録には、「コンニャク版四冊」と記されているが、実際には五冊 (a, b, c, d, e) あり、1313条及びそのコメントールまで含まれている。大久保=高橋・前掲注 (1) 282頁注 (74) 参照。
- (10) 法務図書館所蔵 (XB500 C2-1)。第5編冒頭 (1888年9月20日の日付記載あり) より結尾 (1889年3月2日の日付記載あり) まで。『法務図書館所蔵貴重書目録 (和書)』(前掲注 (8)) 40頁「D-5」、大久保=高橋・前掲注 (1) 191~192頁参照。
- (11) 『法務図書館所蔵貴重書目録 (和書)』(前掲注 (8)) 63頁による。(旧) 配架番号は、【22】A100 B1-3、【23】A100 B1-3、【24】A100 B1-1、【25】A100 B1-2、【26】A100 B1-11。
- (12) 大久保=高橋・前掲注 (1) 50~52頁に翻刻されている。
- (13) 資料名の表記は、『法務図書館貴重書目録 (和書)』(前掲注 (8)) 32頁による。なお、本資料は、大久保=高橋・前掲注 (1) 88頁以下に翻刻されている。
- (14) 資料名の表記は、『法務図書館貴重書目録 (和書)』(前掲注 (8)) 32頁による。本資料も、大久保=高橋・前掲注 (1) 20頁以下に翻刻されている。
- (15) 本資料に関しても、大久保=高橋・前掲注 (1) 329頁以下に翻刻されている。なお、大久保=高橋・前掲注 (1) 25頁以下に、その詳細な解説がある。
- (16) 本資料については、以下の2種の「穂積文書」目録中にその記載がある。
①福島正夫編『穂積陳重立法関係文書の研究 (日本立法資料全集・別巻1)』(信山社、平成1 (1989) 年) 第2部・福島正夫編「穂積陳重博士と明治・大正期の立法事業」44頁(「丙 民法編纂局関係資料 (一)」資料五)、②東京大学法学部近代立法過程研究会「近代立法過程研究会収集資料紹介 (三一)」国家学会雑誌91巻7・8号 (昭和53 (1978) 年) 103頁(「第二部〔1〕民法関係資料」資料24)。なお、本資料に所収されている草案には、【30】【35】【36】の他、本文冒頭に「財産ノ編」と記された資料が存在するが(福島編・前掲45頁(資料1 (五))。阿部徹「民法成立史一斑——筑波大学附属図書館蔵『穂積文書』採録——(四)」筑波法政18号(その1) (1995 (平成

- 7) 年) 428頁以下にその翻刻がある(資料一五)、これは、『プロジェ第2版』に対応する資料である。
- (17) 阿部・前掲注(16) 432頁以下がその全文を翻刻している(資料一六)。なお、福島編・前掲注(16) 45頁(資料6(五))、大久保=高橋・前掲注(1) 94頁以下注(22)も参照。
- (18) 本資料の3条の欄外には「民法草案説明筆記第二綴六葉」の書き込みがあり(阿部・前掲注(16) 437頁注(12))、7条の欄外には「説明筆記十二葉」の書き込みがある(阿部・前掲注(16) 437頁注(24))。
- (19) 阿部・前掲注(16) 「(二)」筑波法政16号(平成5(1993)年) 319頁以下に翻刻がある(資料一〇)。なお、福島編・前掲注(16) 44頁(資料三)、45頁(資料4(三)、5(三))。朱筆による書き込み訂正のあるものと浄書したものの2種がある)、近代立法過程研究会・前掲注(16) 102頁(「第二部〔1〕民法関係資料」資料番号2)、大久保=高橋・前掲注(1) 94頁以下注(22)も参照。
- (20) 阿部・前掲注(18) 320頁以下に翻刻がある(資料一一)。なお、近代立法過程研究会・前掲注(16) 102頁(「第二部〔1〕民法関係資料」資料番号15)、大久保=高橋・前掲注(1) 94頁以下注(22)も参照。
- (21) 阿部・前掲注(16) 「(三)」筑波法政17号(平成6(1994)年) 267頁以下に翻刻がある(資料一三)。なお、福島編・前掲注(16) 45頁(資料8(六))、近代立法過程研究会・前掲注(16) 103頁(「第二部〔1〕民法関係資料」資料番号16)参照。
- (22) 阿部・前掲注(20) 237頁以下に翻刻がある(資料一二)。なお、近代立法過程研究会・前掲注(16) 103頁(「第二部〔1〕民法関係資料」資料番号23)、大久保=高橋・前掲注(1) 94頁以下注(22)も参照。
- (23) 阿部・前掲注(16) 438頁以下に翻刻がある(資料一七)。なお、近代立法過程研究会・前掲注(16) 103頁(「第二部〔1〕民法関係資料」資料番号24)参照。
- (24) 福島編・前掲注(16) 46頁(資料9(五))参照。
- (25) この「序文」は『プロジェ第2版』になると、第1巻に移動している。
- (26) *Projet, 1^{re} éd., tome 3, INTRODUCTION, pp. II à III.*

- (27) 『民法草案財産篇講義（壹）』（後掲【44】）9—10頁。
- (28) なお、『プロジェ初版』第1巻には、①資料【29】と同様条数が未確定な個所、及び、②資料【29】と同じ条数が記載されている個所が存在し、それが《ADDITIONS ET CORRECTIONS》で追加・修正されている。即ち、①は、家畜等の用益権に関する60条の注釈部分であり、「家畜の群は、条で述べたところの集合物である」と条数空白のまま表記されていたものに（106頁）、《ADDITIONS ET CORRECTIONS》で「16条」の条数が追加された。②は、用益権者の注意義務に関する85条の注釈部分であり、用益権の定義を定めた条文（用益権の章の初条）につき「第1条（art.1^{er}）」と表記されていたのが（138頁）、《ADDITIONS ET CORRECTIONS》では「46条」に改められている。
- (29) *Projet, Nouvelle éd., tome 1, PRÉFACE, p. X.* 訳文は、大久保＝高橋・前掲注（1）44頁による。
- (30) この講義は、明治13（1880）年3月31日より5月12日まで行われた法学の基礎講義である「法律大意講義」（13回）に接続する形で開講された。同講義に関しては活版本が存在し、同書は、宗文館書店より法務図書館蔵本が復刻されている。ポアソナード口述＝加太邦憲筆記『法律大意講義 完〔復刻版〕（ポアソナード文献双書④）』（発売・有斐閣、制作発行・有斐閣出版サービス（株）、発行・宗文館書店、昭和61（1986）年）。
- (31) 先の『プロジェ初版』講義と同様、本講義も、明治16（1883）年10月10日より行われた「法律大意第二回講義」に接続する形で行われた。このうち、「法律大意第二回講義」に関しても活版本が存在し、宗文館書店より法務図書館蔵本が復刻されている（ポアソナード口述＝市瀬勇三郎・市川亮功同訳『法律大意第二回講義〔復刻版〕（ポアソナード文献双書⑤）』）。一方、『プロジェ第2版』講義に関しては、その一部が写本資料として存在する。『日本民法草案財産編講義 第三一回—第三八回』（慶應義塾大学蔵（JR19A-1476））、『日本民法草案講義』（慶應義塾大学蔵（JR19A-1479））。
- (32) なお、『プロジェ初版』第1巻の「第2章 用益権・使用権・住居権（Chapitre II. De l'usufruit, de l'usage et de l'habitation.）」「第2節 用益権者の権利（Section. II^e Des droits de l'usufruitier.）」までの部分（1条—72

条)と、「第3節 用益権者の義務 (SECTION III. DES OBLIGATIONS DE L'USUFRUITIER.)」以降 (73条—120条。但し、118条—120条は欠条)は、表題の大文字・小文字表記の違いから考えて、印刷に回されたのが別の時点と想像される (『プロジェ第2版』においては、これらの表題表記は、全て大文字表記に統一されている)。

- (33) なお、この点は、『プロジェ第2版』についても当てはまる。従前の研究にあっては、『プロジェ第2版』を特化して位置づける傾向があった。即ち、『プロジェ第2版』を基に法律取調委員会の原案が作成され、審議が行われ、法典が成立した、というように。しかしながら、『プロジェ第2版』第1巻・第2巻の刊行と法律取調委員会審議との間には4年もの年月の開きがあり (《表1》参照)、この間にポワソナードは仏文草案に修正を加えていることから、法律取調委員会審議の基礎となった仏文草案が『プロジェ第2版』そのものと理解することは、必ずしも正当ではない。他方、その第4巻・第5巻 (正確にはそれらは「第2版」ではないが) の公刊は、法律取調委員会の審議が終了した翌年であるから、この活版本を基に法律取調委員会審議が行われたと述べることは、時間的な意味でも正確さを欠く。『プロジェ初版』と同様、『プロジェ第2版』もまた、ポワソナード民法典編纂過程の途上に現れた1資料に過ぎないのであって、それ以上でもそれ以下でもない。特別の意味を有するという点では、民法編纂局あるいは法律取調委員会の最終確定案=内閣上申案、元老院案、枢密院案といった立法段階の結節点となる資料の方が重要であろう。

(34) 大久保=高橋・前掲注(1) 51頁。

(35) 本「意見書」に関しては、石井良助『民法典の編纂』(前掲本文【43】) 148頁以下、大久保=高橋・前掲注(1) 61頁以下がこれを翻刻している。